

公告第 59 号

県営土地改良事業（田尻地区）に係る計画概要の公告・縦覧について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第 2 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧する。

令和 8 年 7 月 10 日

浪江町長 吉田 栄光



1. 縦覧事項

- ・ 県営田尻地区土地改良事業計画概要書
- ・ 土地改良区定款
- ・ 事業費の負担区分の予定および地元負担の予定基準
- ・ 土地改良施設の予定管理方法

2. 縦覧期間

令和 8 年 7 月 13 日から

令和 8 年 7 月 17 日まで

3. 縦覧場所

浪江町役場 （農林水産課）